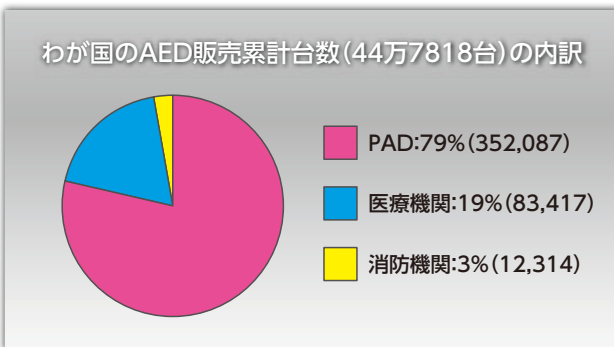


ヘルスケアインダストリ事業委員会／ 体外式除細動器 WG の取り組み

はじめに

AEDの使用が一般市民へ解禁になってから、今年が10年目となりました。AEDの設置に関しましては、急速に普及し、下記の図に示すように、平成24年12月現在で44万台を超えるまで設置されています。その中でも、約8割を占めるのが一般市民が使用できるAED(PAD: Public Access Defibrillation) となっております。



厚生労働科学研究（「AEDの普及状況に係る研究」
研究分担者：丸川征四郎氏）より

しかし、実際に設置が進んだ一方で、まだまだ、一般市民の使用率が低い状況です。

更に、7月22日(火) NHK ニュース「おはよう日本」で放映されました通り、行方不明のAEDの問題や、個人販売の中古品等、課題もまだまだ残されています。



当 WG の取り組み

当 WG では、下記の課題に向け、取り組んでまいります。

①行方不明の AED をなくす

譲渡や廃棄、更新等によって、行方不明になる AED をなくすために、業界としてのルールを決め、運用しております。納品時には必ず、譲渡や廃棄、更新をするときに販売店などに連絡をして頂けるよう、啓発活動を行っております。また、厚生労働省のホームページにも AED の廃棄や譲渡のお願いを掲載させていただいております。

②AED の日常点検の啓発

日頃から AED の点検をして頂けるよう、啓発活動を行っております。

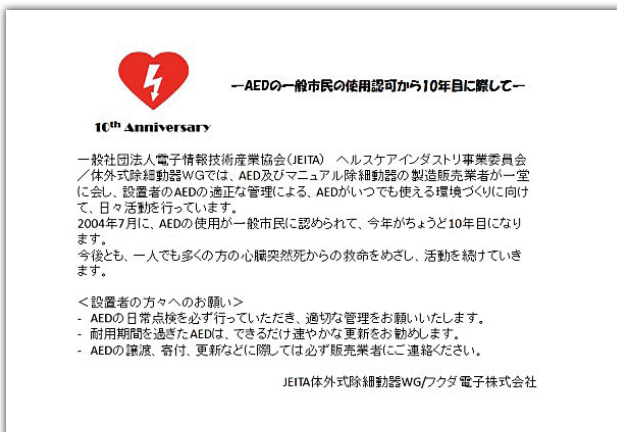
厚生労働省 AED の点検に係る資料

③AED の更新の啓発

耐用期間を過ぎた AED の速やかな更新を、各社、ホームページや、資料、カタログに掲載し、啓発活動を行っております。

④AED 解禁10周年に関する取り組み

AED の使用が一般市民へ解禁になってから、今年が10年目となります。これを機に当 WG 参加メーカーのホームページに共通の文言で設置者へのお願いを掲載しております。



フクダ電子株式会社ホームページより抜粋

⑤設置登録情報の有効活用についての提案

AED の設置が進んでいる中、実際に AED がどこにあるかがわからないという声が多く聞こえてきます。一般市民の方にも使用できるよう、AED の設置情報の有効活用が重要と考え、行政が行う有効活用できる仕組み作りに協力してまいります。

⑥個人販売の中古品の扱いについて

AED は医療機器として、安全性、信頼性を担保しなければならないので、これらを担保出来るよう、製造販売業として、行政及び関係者とともに今後の対策検討に参加してまいります。

おわりに

AED の使用が一般市民へ解禁になってから今年で10年目となり、AED の普及がますます進む中、いくつかの課題も見えてきました。当 WG としましては、これらの課題に真摯に取り組み、ひとつずつ解決していき、一人でも多くの命を救えるよう啓発活動を続けてまいりますので、引き続きご支援いただけますよう、よろしくごお願い申し上げます。

保険適用マニュアル第 6 版 ～希望書作成の迅速化のために～

2014 年 6 月発行

平成 26 年 2 月 12 日付 厚生労働省 医政局長通知「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」に伴う変更点をふまえて「保険適用マニュアル第 6 版」を発行する運びとなりました。

本書は、各社における保険適用手続き迅速化の一助になることを目的として、医療機器保険適用手続き変更のポイント及び医療機器保険適用希望書記載のポイントを具体的な記載例と併せてわかりやすく解説するとともに、保険適用手続きに関する関連通知についても収載しています。また、医療機器製造販売（輸入）承認・認証申請担当者として保険適用希望書の作成担当者は連携して業務を行わないと目的が達成できなくなっていることから、本書では、「いつ」「どこに」「何を」「どのように」提出するのか？の疑問が解消されるようまとめています。

◆ 発行：ヘルスケアインダストリ事業委員会

◆ JEITA HP よりご購入いただけます（会員 2,160 円／会員外 3,240 円）
<http://www.jeita.or.jp>

